

なっている。

(2)から(5) (略)

3. 自然災害等

(1) から(3)まで (略)

(4) 火 災

村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去20年間の状況は、以下のとおりである。

年度	建物	林野	車両	その他	計
平成 28 年	1				1
<u>平成 29 年</u>	<u>1</u>				<u>1</u>
<u>平成 30 年</u>	<u>3</u>	<u>1</u>			<u>4</u>
<u>令和元年</u>		<u>1</u>			
合計	<u>13</u>	<u>6</u>	1	10	<u>30</u>

第 6 節 東白川村対策本部の組織

1. (略)

2. 編 成

村本部の編成は、次のとおりである。(別紙 1 参照)

第 2 章 災害予防

第 1 節 総則

第 1 項 防災協働社会の形成推進

1. (略)

2. 推進体制

(1) 村は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主

なっている。

(2)から(5) (略)

3. 自然災害等

(1)から(3)まで (略)

(4) 火 災

村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去17年間の状況は、以下のとおりである。

年度	建物	林野	車両	その他	計
平成 28 年	1				1
合計	<u>9</u>	<u>4</u>	1	10	<u>24</u>

第 6 節 東白川村対策本部の組織

1. (略)

2. 編 成

村本部の編成は、次のとおりである。(別紙 1 参照)

第 2 章 災害予防

第 1 節 総則

第 1 項 防災協働社会の形成推進

1. (略)

2. 推進体制

(1) 村は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く

○基礎数値の更新

○組織編制変更に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から身を守る岐阜県民運動」を展開し、村民の自助意識の高揚を図る。

また、村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整理するとともに、防災に関する様々な情報やデータを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及

村、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、

防災に関する様々な情報やデータを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及

村、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

(新規)

<p><u>ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共催等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u></p> <p><u>イ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>ウ 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p><u>エ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと</u></p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、<u>住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、</u></p> <p><u>住民の理解と協力を得るものとする。</u>特に要配慮者の<u>多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>2. から3. まで （略）</p> <p>4. 災害伝承</p> <p>村は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映</p>	<p>また、防災知識の普及にあたっては、 _____</p> <p>_____ 早期避難の重要性 _____ に対する住民の理解 _____ を図りつつ、特に要配慮者 _____ に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>2. から3. まで （略）</p> <p>4. 災害伝承</p> <p>村は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	-------------------------

<p>像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるとともに住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。</p> <p>5. 及び6. （略）</p> <p>第2節 東白川村地域保全対策</p> <p>第1項 河川防災対策</p> <p>1. 河川の状況</p> <p>村の河川は、東から西へ流れる白川と、南から白川へ注ぐ大明神川、曲坂川、サビロ川、神付川、柏本川の小河川が存在している。</p> <p>このうち白川を除く河川は、河床が高いため 100 mmを少し超える降雨量で、河川の<u>氾</u>濫が起りやすい状況にある。</p> <p>2. （略）</p> <p>第2項 （略）</p> <p>第3項 農地防災対策</p> <p>風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を実施する。</p> <p><u>村は、農業用ため池等が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</u></p> <p>第4項及び第5項 （略）</p> <p>第3節から第4節まで （略）</p>	<p>像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう_____公開に努めるとともに住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。</p> <p>5. 及び6. （略）</p> <p>第2節 東白川村地域保全対策</p> <p>第1項 河川防災対策</p> <p>1. 河川の状況</p> <p>村の河川は、東から西へ流れる白川と、南から白川へ注ぐ大明神川、曲坂川、サビロ川、神付川、柏本川の小河川が存在している。</p> <p>このうち白川を除く河川は、河床が高いため 100 mmを少し超える降雨量で、河川の<u>はん</u>氾濫が起りやすい状況にある。</p> <p>2. （略）</p> <p>第2項 （略）</p> <p>第3項 農地防災対策</p> <p>風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4項及び第5項 （略）</p> <p>第3節から第4節まで （略）</p>	<p>○字句の訂正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---------------------------------------

第5節 災害防除に関する予防対策

第1項 水害予防対策

1. (略)

2. 道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努める。

(1) 及び(2) (略)

(3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り

警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

3. (略)

4. 水害リスクの開示

村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすいリスクの開示に努める。

また、村は、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

5. 防災知識の普及

村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、

第5節 災害防除に関する予防対策

第1項 水害予防対策

1. (略)

2. 道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努める。

(1) 及び(2) (略)

(3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

3. (略)

(新規)

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続期間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

村は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大き

<p><u>い区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</u></p> <p>第2項第6項（略）</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> <u>村は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する</u>とともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。</p> <p>3. から 5.（略）</p> <p>6. <u>その他</u></p> <p><u>村は、上記の対策に加え、村が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 防災教養訓練対策</p> <p>第1項（略）</p> <p>第2項 防災訓練対策</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 水防訓練</p> <p>(1) から (2) まで（略）</p> <p>(3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。</p>	<p>第2項第6項（略）</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>災害に強い道路網の整備</u> <u>孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進する</u> _____ととともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した備を推進する。</p> <p>3. から 5.（略）</p> <p>（新規）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 防災教養訓練対策</p> <p>第1項（略）</p> <p>第2項 防災訓練対策</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 水防訓練</p> <p>(1) から (2) まで（略）</p> <p>(3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p><u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における</u>避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき</u>、避難誘導等の訓練の実施<u>するものとする。</u></p> <p>3. から 10. まで（略）</p> <p>第 8 節 防災上重要地域の予防対策</p> <p>第 1 項（略）</p> <p>第 2 項 災害危険地域の予防対策</p> <p>1. 災害危険地予察</p> <p>村は、消防団の協力を得て村内の山崩れ、がけ崩れ、河川<u>氾濫</u>等災害が予想される箇所の予察を実施し、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を村計画に反映する。</p> <p>2. から 6. まで（略）</p> <p>第 3 項から第 4 項まで（略）</p> <p>第 9 節 災害対策物資備蓄等の計画</p> <p>1. 災害対策物資の備蓄</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>■ 県と村との役割分担例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>村</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水、食料</td> <td>飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		村	県	飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、		<p>_____村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、_____洪水時の避難確保に関する計画に_____に基づき、避難誘導等の訓練の実施<u>に努める。</u></p> <p>3. から 10. まで（略）</p> <p>第 8 節 防災上重要地域の予防対策</p> <p>第 1 項（略）</p> <p>第 2 項 災害危険地域の予防対策</p> <p>1. 災害危険地予察</p> <p>村は、消防団の協力を得て村内の山崩れ、がけ崩れ、河川<u>は</u><u>氾濫</u>等災害が予想される箇所の予察を実施し、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を村計画に反映する。</p> <p>2. から 6. まで（略）</p> <p>第 3 項から第 4 項まで（略）</p> <p>第 9 節 災害対策物資備蓄等の計画</p> <p>1. 災害対策物資の備蓄</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>■ 県と村との役割分担例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>村</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水、食料</td> <td>飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		村	県	飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、		<p>○ 県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○ 字句の訂正</p>
	村	県												
飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、													
	村	県												
飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、													

	飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁			飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁			○県防災計画の修正を踏まえた修正
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具			生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、携帯トイレ、 <u>簡易トイレ</u> 、 <u>トイレットペーパー</u> 、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具		
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ			炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ		
暖房装置	石油ストーブ			暖房装置	石油ストーブ		
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット		医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット	
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器			情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器		
防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車		防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車	
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ		救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ	
飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置		飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置	
その他	仮設トイレ			その他	仮設トイレ		
<p>(3) 村の備蓄の原則</p> <p>村の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。</p>			<p>(3) 村の備蓄の原則</p> <p>村の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。</p>				

<p>備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。</p> <p><u>また、ライフラインが切断された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u></p> <p><u>そのため、村は、</u>物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要なとなる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. から 4. まで (略)</p> <p>第 10 節 (略)</p> <p>第 11 節 災害通信設備及び消防施設等の整備</p> <p>災害発生時における、災害予防及び応急対策上必要な情報の伝達、交換を円滑に実施するため、防災通信設備等の整備充実に努める。</p> <p>災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。</p> <p>村においては、防災行政無線及び J - A L E R T（全国瞬時警報システム）や Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムも整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。</p> <p>1. 防災行政無線等の拡充</p>	<p>備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要なとなる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. から 4. まで (略)</p> <p>第 10 節 (略)</p> <p>第 11 節 災害通信設備及び消防施設等の整備</p> <p>災害発生時における、災害予防及び応急対策上必要な情報の伝達、交換を円滑に実施するため、防災通信設備等の整備充実に努める。</p> <p>災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。</p> <p>村においては、防災行政無線及び J - A L E R T（全国瞬時警報システム）や Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムも整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。</p> <p>1. 防災行政無線等の拡充</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	-------------------------

<p>村は、<u>避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難準備。高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u></p> <p>また、<u>村は、住民が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所</p> <p>村は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、</u>集会所、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所につい</p>	<p>村は、<u>発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。</u></p> <p><u>学校、医療機関、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう周知する。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所</p> <p>村は、<u>集会所、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所につい</u></p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化
- イ 非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備
- ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備
- エ 男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備
- オ 空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

(※資料編・資料 8 指定避難所)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定

し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化
- イ 非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備
- ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備
- エ 男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備
- オ 空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

(※資料編・資料8 指定避難所)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定するものとする。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるよう務めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう務めるものとする。

村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に務めるものとする。

(4)から (7) (略)

4. (略)

5. 避難準備 _____ ・ 高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の基準の策定

村は、避難準備 _____ ・ 高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における避難勧告、避難指示 (緊急)等の発令について、その判断に遅れを

(4)から (7) (略)

4. (略)

5. 避難準備 情報、 _____ 避難勧告、避難指示

村は、避難準備 情報、 _____ 避難勧告、避難指示 _____ 等について、国及び県等の協力を得つつ、 _____ 洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努める。 _____

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における避難勧告、避難指示 _____ 等の発令について、その判断に遅れを

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>生じることがないように、代理規定等を整備するように努めるものとする。</p> <p>6. 避難勧告等の助言にかかる連絡体制</p> <p><u>村は、避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>7. (1) から (3) (略)</p> <p><u>(4) 村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。</u></p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等</p> <p>(1) 村は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難</u></p>	<p>生じることがないように、代理規定等を整備するように努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>6. (略)</p> <p>(新規)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等</p> <p>(1) 村は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	-------------------------

<p><u>訓練の実施を支援する。</u></p> <p>(2) から(4)まで（略）</p> <p>3. 施設、設備等の整備</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p>(4) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p><u>また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努める。</u></p> <p>4. （略）</p> <p>5. 外国人等に対する防災対策</p> <p>(1)から(5)まで（略）</p> <p><u>(6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報の提供</u></p> <p>6. 要配慮者利用施設等の保安対策</p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。</u></p> <p><u>特に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、当該災害に対する「避難確保計画」を策定するなど、保安対策を実施する。</u></p> <p><u>なお、対象とする要配慮者施設は資料編 P20 を参照。</u></p> <p>第15節（略）</p> <p>第16節 ボランティア活動の環境整備計画</p> <p>1. ボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p>	<p>(2) から(4)まで（略）</p> <p>3. 施設、設備等の整備</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p>(4) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 外国人等に対する防災対策</p> <p>(1)から(5)まで（略）</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第15節（略）</p> <p>第16節 ボランティア活動の環境整備計画</p> <p>1. ボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p>村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、村社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携団体の構築を図り、</u>住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。</p> <p><u>村は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>2. から3. まで（略）</p> <p>3. 災害ボランティアの登録 (1)から(3)まで（略）</p> <p>4. ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置</p> <p>村は、村社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。 なお、村は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う<u>とともに、積極的に参画する。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>5.（略）</p> <p><u>6. 廃棄物等に係る連絡体制の構築</u></p> <p><u>村は、社会福祉協議会、NPO等関連機関との間で、被災家</u></p>	<p>村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、村社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>各種ボランティア団体との連携の下に、</u> _____住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。</p> <p><u>その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u></p> <p>2. から3. まで（略）</p> <p>3. 災害ボランティアの登録 (1)から(3)まで（略）</p> <p>4. ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置</p> <p>村は、村社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。 なお、村は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。</p> <p>(2)（略）</p> <p>5.（略） (新規)</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正</p>
--	---	--

<p><u>屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>17 節 広域応援体制の整備</p> <p>1. 県域を超えた広域相互応援</p> <p>村は、必要に応じ、友好市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。<u>なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>2. 及び3. (略)</p> <p>第 18 節から第 20 節まで (略)</p> <p>第 21 節 企業防災の推進</p> <p>1. 企業の取り組み</p> <p>企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するな</p>	<p>17 節 広域応援体制の整備</p> <p>1. 県域を超えた広域相互応援</p> <p>村は、必要に応じ、友好市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。 _____</p> <p>2. 及び3. (略)</p> <p>第 18 節から第 20 節まで (略)</p> <p>第 21 節 企業防災の推進</p> <p>1. 企業の取り組み</p> <p>企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、 _____</p> <p>_____ 各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努める<u>ものとする。また、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、 _____ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど事</p>	<p>を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	--

<p>ど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>2. 企業防災の促進のための取り組み</p> <p>村 <u>、商工団体等は、</u>企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、<u>企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u></p> <p>また、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む<u>ものとする。</u></p> <p><u>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p><u>村は、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>第 22 節 大規模停電対策</p> <p><u>大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の軽減を図る</u></p>	<p>業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>2. 企業防災の促進のための取り組み</p> <p>村<u>は、</u>企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p>また、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。<u>_____</u></p> <p><u>村、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正</p>
--	--	--

ため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1. 事前防止対策

村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

2. 代替電源の確保

村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 村本部活動体制

第1項 活動体制の整備

1. 村本部の運用

(1) (略)

(2) 体制等の特性

村長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課(部、班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、村本部長の代替職員は、次のとおりとする。

を踏まえた修正

第3章 災害応急対策

第1節 村本部活動体制

第1項 活動体制の整備

1. 村本部の運用

(1) (略)

(2) 体制等の特性

村長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課(部、班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、村本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名称	代替職員（第1順位）	名称	代替職員（第1順位）	○副村長就任に伴う代替職員順位の変更
村本部長	<u>副村長</u>	村本部長	<u>参事</u>	
<p>2. 及び 3.（略）</p> <p>第2項 職員の動員体制</p> <p>(1) 警戒体制のとき</p> <p>ア 在庁時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>村長 (<u>副村長</u>、教育長)</p> </div> <p>イ（略）</p> <p>(2) 村本部が設置されたとき</p> <p>ア 在庁時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本部長 (<u>副村長</u>、教育長)</p> </div> <p>イ 退庁時</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>防災当番班長</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 (<u>副村長</u>)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務部長</p> </div> </div> <div style="margin-left: 10px;">→</div> </div>		<p>2. 及び 3.（略）</p> <p>第2項 職員の動員体制</p> <p>(1) 警戒体制のとき</p> <p>ア 在庁時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>村長 (<u>参事</u>、教育長)</p> </div> <p>イ（略）</p> <p>(2) 村本部が設置されたとき</p> <p>ア 在庁時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本部長 (<u>参事</u>、教育長)</p> </div> <p>イ 退庁時</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>防災当番班長</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 (<u>参事</u>)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務部長</p> </div> </div> <div style="margin-left: 10px;">→</div> </div>		
<p>2. から 6. まで（略）</p> <p>第2節 災害労務対策</p>		<p>2. から 6. まで（略）</p> <p>第2節 災害労務対策</p>		

第1項から第4項（略）

第5項 ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. 村本部の活動

(1) 及び(2)（略）

(3) ボランティアを行っているものへの配慮

村本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、 ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) から(6)まで（略）

2. 及び3.（略）

第3節及び第4節（略）

第1項から第4項（略）

第5項 ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. 村本部の活動

(1) 及び(2)（略）

(3) ボランティアを行っているものへの配慮

村本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、

_____ ボランティアの活動状況を把握し、

_____ ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) から(6)まで（略）

2. 及び3.（略）

第3節及び第4節（略）

○県防災計画の修正を踏まえた修正

第5節 交通通信対策

第1項及び第2項（略）

第3項 通信の確保

被害状況その他情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

村、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話株式会社は、災害発生時における村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

村及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

第5節 交通通信対策

第1項及び第2項（略）

第3項 通信の確保

被害状況その他情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

(新規)

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p><u>b 非常通信の利用</u></p> <p><u>村及び防災関係機関は、加入電話及び県防災無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。</u></p> <p><u>(2) 有線通信施設による方法</u></p> <p>ア 一般加入電話（非常通話）<u>による通信</u></p> <p>イ 警察電話<u>による通信</u></p> <p>ウ 鉄道電話<u>による通信</u></p> <p>エ その他有線電話<u>による通信</u></p> <p><u>(3) 無線通信施設による方法</u></p> <p>ア 岐阜県防災行政無線<u>による通信</u></p> <p>イ 警察無線<u>による通信</u></p> <p>ウ 西日本電信電話株式会社の<u>災害対策用</u>無線電話による通信</p> <p>エ 防災相互通信用無線<u>による通信</u></p> <p>オ 非常通信による通信<u>による通信</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>第 6 節 情報の受理伝達</p> <p>第 1 項 警報・注意報・情報等の受理伝達</p> <p>1. 警報等の種別</p> <p>防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。</p> <p>(1) 気象警報等の発表基準</p> <p>気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気</p>	<p><u>(1) 有線通信施設による方法</u></p> <p>ア 一般加入電話（非常通話）_____</p> <p>イ 警察電話_____</p> <p>ウ 鉄道電話_____</p> <p>エ その他有線電話_____</p> <p><u>(2) 無線通信施設による方法</u></p> <p>ア 岐阜県防災行政無線_____</p> <p>イ 警察無線_____</p> <p>ウ 西日本電信電話株式会社の_____無線電話による通信</p> <p>エ 防災相互通信用無線_____</p> <p>オ 非常通信による通信_____</p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>第 6 節 情報の受理伝達</p> <p>第 1 項 警報・注意報・情報等の受理伝達</p> <p>1. 警報等の種別</p> <p>防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。</p> <p>(1) 気象警報等の発表基準</p> <p>気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	-------------------------

象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種 別		概 要
— 特別 警報	暴風特別警報	<u>暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>
	暴風雪特別警報	<u>雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>
	大雨特別警報	<u>大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u>
	大雪特別警報	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>
— 警報	暴風警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心と呼びかける。</u>

象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種 別		概 要
1 気象 特別 警報	暴風特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表</u>
	暴風雪特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧より雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表</u>
	大雨特別警報	<u>台風や集中豪雨により数十年一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表</u>
	大雪特別警報	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表</u>
2 気象 警報	暴風警報	<u>暴風(平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u>
	暴風雪警報	<u>暴風雪(雪を伴う平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u>

	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。		大雨警報	次の条件に該当し、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 【大雨警報(浸水害)】 雨量基準：1時間雨量が70mm以上 【大雨警報(土砂災害)】 土壌雨量指数基準：117
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	次の条件に該当し、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合
— — —	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。	3 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 雨量基準：1時間雨量が70mm以上 流域雨量指数基準：神湊川流域=19、飛騨川流域=67 複合基準：—
— — —			4 浸水警報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて発表され、浸水警報の標題は用いない。
— — —			5 地面現象警報		大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて発表され、地面現象警報の標題は用いない。
— 注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	6 気象注意報	風雪注意報	風雪(降雪を伴い、平均風速12m/s以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風(平均風速12m/s以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表

大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	大雨注意報	<u>次の条件に該当し、大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u> <u>雨量基準：1時間雨量が40mm</u> <u>土壌雨量指数基準：76</u>
大雪注意報	<u>大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	大雪注意報	<u>次の条件に該当し、大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u> <u>24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合</u>
濃霧注意報	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	濃霧注意報	<u>濃霧のため視程が100m以下になると予想され、交通機関に著しい支障をおよぼすおそれがあると予想される場合に発表</u>
雷注意報	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	雷注意報	<u>落雷等によって被害があると予想される場合に発表</u>
乾燥注意報	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>	乾燥注意報	<u>空気が乾燥し(気象官署の実効湿度 60%以下で最小湿度 25%以下)、火災の危険が大きいと予想される場合に発表</u>
なだれ注意報	<u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	なだれ注意報	<u>被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u> <u>①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪の深さが70cm以上になる場合</u> <u>②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合</u> <u>③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合</u>
		着氷・着雪注意報	<u>着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表</u>

	着氷（雪） 注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。			融雪注意報	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。			霜注意報	最低気温が3℃以下になると予想され、早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。			低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。			7 洪水 注意 報	次の条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 雨量基準：1時間雨量が40mm 流域雨量指数基準：神湊川流域=10、飛騨川流域=54 複合基準：—
— — — —	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	8 浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて発表され、浸水注意報の標題は用いない。		
— — —			9 地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて発表され、地面現象注意報の標題は用いない。		
—			10 気象 情報	岐阜県気象 情報	24時間先から2～3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表	

— 気象情報	岐阜県気象情報	<u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u>									
	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表される。</u>	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表</u>							
	岐阜県竜巻注意情報	<u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。</u>	岐阜県竜巻注意情報	<u>雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表</u>							
	— — —	— — —	土砂災害警戒情報	<u>大雨警報発令中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、村長が避難勧告を発令する判断や住民の自主避難の参考となるよう発表</u>							
<p><u>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</u></p>			<p><u>注）発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想するときの目安である。</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></td> <td><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td><u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></td> <td><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km</u></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	概 要	<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>	<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km</u>	<p>（新規）</p>		
種 類	概 要										
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>										
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km</u>										

	<p>四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>		
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>		
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が、河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>		
<p>○早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。</p>			

警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

<u>警戒レベル</u>	<u>避難情報</u>	<u>警戒レベル相当情報</u>		
		<u>水位情報がある場合</u>	<u>水位情報がない場合</u>	<u>土砂災害に関する情報</u>
<u>警戒レベル5</u>	<u>災害発生情報</u>	<u>氾濫発生情報</u>	<u>大雨特別警報（浸水害）</u>	<u>大雨特別警報（土砂災害）</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>・避難勧告・避難指示（緊急）</u>	<u>氾濫危険情報</u>	<u>・洪水警報の危険度分布（非常に危険）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
<u>警戒レベル3</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>氾濫警戒情報</u>	<u>・洪水警報・洪水警報の危険度分布（警戒）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
<u>警戒レベル2</u>	<u>洪水注意報大雨注意報</u>	<u>氾濫注意報</u>	<u>・洪水警報の危険度分布（注意）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
<u>警戒レベル1</u>		<u>早期注意報（警報級の可能性）</u>		

極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、村必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2)情報の整理

村は、平常時より自然情報、社会情勢、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3)

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) 被害状況等の報告方法

村は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため村単独ではできないときは、関係機関

極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、村必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(新規)

(2)

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) 被害状況等の報告方法

村は、地域内に災害が発生した場合は、_____

_____災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため村単独ではできないときは、関係機関

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>(県事務所等) に応援を求めて行う。</p> <p>被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告（災害即報）をはじめ次のとおりとし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に合わせて行う。</p> <p>アからタまで（略）</p> <p>(2) 一定規模以上の災害</p> <p>村は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、村は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。</p> <p><u>さらに、村は震度6以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>3. から 7. まで （略）</p> <p>8. 部門被害状況等調査報告</p> <p>(1) から (4) まで （略）</p> <p>(5) 商工業関係の被害</p> <p>商工業関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <p>ア 調査、報告の系統</p>	<p>(県事務所等) に応援を求めて行う。</p> <p>被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告（災害即報）をはじめ次のとおりとし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に合わせて行う</p> <p>アからタまで（略）</p> <p>(2) 一定規模以上の災害</p> <p>村は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、村は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。</p> <hr/> <p>(3) （略）</p> <p>3. から 7. まで （略）</p> <p>8. 部門被害状況等調査報告</p> <p>(1) から (4) まで （略）</p> <p>(5) 商工業関係の被害</p> <p>商工業関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <p>ア 調査、報告の系統</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	-------------------------

<div data-bbox="134 207 929 303"> <p>村本部 (商工振興班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (産業政策班)</p> </div> <p>イからオまで（略）</p> <p>(6) 観光施設の被害 観光施設の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <p>ア 調査、報告の系統</p> <div data-bbox="134 574 929 670"> <p>村本部 (商工振興班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (産業政策班)</p> </div> <p>イからオまで（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 林業関係の被害 林業関係の被害状況を把握し、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <div data-bbox="134 941 929 1037"> <p>村本部 (林務班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (林政部各班)</p> </div> <p>(9)から(16)まで（略）</p> <p>第3項 災害広報</p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>6. 災害広聴</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 被災者等への広報の配慮 村等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を</p>	<div data-bbox="996 207 1792 303"> <p>村本部 (企画振興班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (産業政策班)</p> </div> <p>イからオまで（略）</p> <p>(6) 観光施設の被害 観光施設の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <p>ア 調査、報告の系統</p> <div data-bbox="996 574 1792 670"> <p>村本部 (企画振興班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (産業政策班)</p> </div> <p>イからオまで（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 林業関係の被害 林業関係の被害状況を把握し、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。</p> <div data-bbox="996 941 1792 1037"> <p>村本部 (林務商工班) → 県支部 (総務班) → 県本部 (林政部各班)</p> </div> <p>(9)から(16)まで（略）</p> <p>第3項 災害広報</p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>6. 災害公聴</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 被災者等への広報の配慮 村等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を</p>	<p>○組織編制変更に伴う修正</p>
---	--	---------------------

<p>活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う<u>ものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 住民の安否情報</p> <p>村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、<u>災害用伝言板「web171」及び携帯、</u>災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7節 消防・救急・救助活動</p> <p>第1項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 県防災ヘリコプターの活用</p>	<p>活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う<u>。</u></p> <p>(3) 住民の安否情報</p> <p>村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、<u>災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版</u>災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7節 消防・救急・救助活動</p> <p>第1項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 県防災ヘリコプターの活用</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

村本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの支援を要請する。

要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

2. 防災ヘリコプターによる支援の要請

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、村長等からの知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第 68 条）に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターによる支援が必要な場合は、知事に対し支援を要請する。

第 5 項 孤立地域対策

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

村本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの応援を要請する。

2. 防災ヘリコプターの応援要請

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、村長等からの知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第 68 条）に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、知事に対し応援を要請する。

第 5 項 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p><u>災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、</u>孤立が予想される地域が多数存在する村の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>6. その他</p> <p><u>上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</u></p> <p>第 8 節 被災者対策</p> <p>第 1 項 災害救助法の適用</p> <p>1. 及び 2.（略）</p> <p>3. 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法は、次の基準等で適用される。</p> <p>(1) 適用の基準</p> <p>村長は、災害により、次の各号の一以上に該当する被害で、災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対してその旨を要請する。県知事は、村長の要請に基づき必要があると認めたとき、災害救助法を適用する。</p> <p><u>また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。</u></p> <p>(2) から(3)まで（略）</p> <p>4. から 7. まで（略）</p> <p>第 2 項 避難対策</p>	<p><u>救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に大きな影響を与える。そのため、</u></p> <p><u>災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、</u>孤立が予想される地域が多数存在する村の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p>1. から 5. まで（略）</p> <p>(新規)</p> <p>第 8 節 被災者対策</p> <p>第 1 項 災害救助法の適用</p> <p>1. 及び 2.（略）</p> <p>3. 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法は、次の基準等で適用される。</p> <p>(1) 適用の基準</p> <p>村長は、災害により、次の各号の一以上に該当する被害で、災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対してその旨を要請する。県知事は、村長の要請に基づき必要があると認めたとき、災害救助法を適用する。</p> <p><u>また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。</u></p> <p>(2) から(3)まで（略）</p> <p>4. から 7. まで（略）</p> <p>第 2 項 避難対策</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

村長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難勧告若しくは避難指示を発令する。住民は、避難勧告等を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、村は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難勧告等の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で安全な場所に避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、指定避難所を開放し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難勧告等及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は次の者が行う。

2. 及び 3. (略)

4. 避難勧告、指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等にに基づき住民等に対して避難のための立退き_____の勧告又は指示を行う。

村長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難勧告若しくは避難指示を発令する。住民は、避難勧告等を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、村は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難勧告等の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で安全な場所に避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、_____避難所を開設し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難勧告等及び_____避難所の開設並びに_____避難所への収容保護は次の者が行う。

2. 及び 3. (略)

4. 避難勧告、指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画_____に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の勧告又は指示を行う。

○県防災計画の修正
を踏まえた修正

○県防災計画の修正
を踏まえた修正

<p>(1) 村長の指示（災害種別に限定なし。）</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）</u></p> <p><u>村は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p> <p><u>村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。</u></p> <p>(2)から(5)まで（略）</p> <p>5. <u>避難勧告等の解除</u></p> <p>避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>6. <u>避難措置等の周知徹底</u></p> <p>避難指示者及び関係各機関は、避難準備情報を発表し、また</p>	<p>(1) 村長の指示（災害種別に限定なし。）</p> <p><u>村長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、（災害対策基本法第60条第1項）に基づき危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の勧告又は指示を行う。</u></p> <p>(2)から(5)まで（略）</p> <p>5. <u>避難勧告</u>の解除</p> <p>避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>6. <u>避難</u>の周知徹底</p> <p>避難指示者及び関係各機関は、避難準備情報を発表し、また</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p>避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。</p> <p>また、村は、避難時の周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>7. 避難者の誘導及び移送</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 帰宅困難者の保護</p> <p>村本部は、旅行者、滞在者等で帰宅困難な者が発生した場合は、最寄りの<u>指定</u>避難所に収容し保護する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8. <u>避難場所及び避難所の開設・運営</u> 収容保護</p> <p>(1) <u>避難場所・避難所の開設場所</u></p> <p>村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を解放</u>し、住民等に対し周知徹底を図る。<u>避難所を解放する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>また、<u>要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として解放</u>する。</p> <p>さらに、要配慮者 <u>の多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の</u></p>	<p>避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。</p> <p>また、村は、避難時の周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>7. 避難者の誘導及び移送</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 帰宅困難者の保護</p> <p>村本部は、旅行者、滞在者等で帰宅困難な者が発生した場合は、最寄りの <u> </u> 避難所に収容し保護する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8. <u> </u> 避難所の開設及び <u> </u> 収容保護</p> <p>(1) <u> </u> 避難所の開設場所</p> <p>村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、 <u> </u> 指定緊急避難場所及び指定避難所を <u>開設</u>し、住民等に対し周知徹底を図る。 <u> </u></p> <p><u> </u></p> <p>また、 <u>必要があれば、</u> <u> </u> <u> </u> あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て <u> </u> 避難所として <u>開設</u>する。</p> <p>さらに、要配慮者 <u>に配慮して、</u> <u> </u> <u> </u> 被災地域外の <u> </u></p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を<u>指定</u>避難所として借り上げるなど、多様な<u>指定</u>避難所の確保に努める。</p> <p>村は、<u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p><u>村は</u>、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、<u>指定</u>避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における措置</p> <p>ア 被災者の<u>受入れ</u></p> <p>イ 被災者に対する給水、給食措置</p> <p>ウ 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>エ 被災者に対する生活必需品の供給措置</p> <p>オ その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>(4) <u>受入者</u></p> <p><u>指定</u>避難所へは、次の者を<u>受入れる</u>。</p> <p>ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退く者</p> <p>イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者</p>	<p>地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を<u>　　</u>避難所として借り上げるなど、多様な<u>　　</u>避難所の確保に努める。</p> <p>村は、<u>　　</u></p> <p><u>　　</u>災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、<u>　　</u>避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における措置</p> <p>ア 被災者の<u>収容</u></p> <p>イ 被災者に対する給水、給食措置</p> <p>ウ 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>エ 被災者に対する生活必需品の供給措置</p> <p>オ その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>(4) <u>収容者</u></p> <p><u>　　</u>避難所へは、次の者を<u>収容</u>する。</p> <p>ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退く者</p> <p>イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

<p>ただし、上記の者であっても、被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りではない</p> <p>(5) 収容期間</p> <p>災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は順次退所を促し、期間内に完了する。</p> <p>ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず村独自の収容として行い、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日以内に村本部は、県支部総務班を経て県本部健康福祉政策班に開設期間の延長を要請するが、要請にあたっては次の事項を明示して行う。 アからオまで（略）</p> <p>(6) 費用の基準</p> <p>災害救助法による指定避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。</p> <p>(7) 所要物資の確保</p> <p>指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、村本部において確保する。</p> <p>ただし、現地において確保出来ないときは、村本部は県支部総務班に避難所用物資確保についての要請を行う。</p> <p>(8) 村職員等の駐在</p> <p>村本部は、指定避難所を開設したときは、各避難所に村職員等を派遣駐在させ、駐在員は、施設の管理と収容者の保護、</p>	<p>ただし、上記の者であっても、被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りではない。</p> <p>(5) 収容期間</p> <p>災害救助法による____避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は順次退所を促し、期間内に完了する。</p> <p>ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず村独自の収容として行い、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日以内に村本部は、県支部総務班を経て県本部健康福祉政策班に開設期間の延長を要請するが、要請にあたっては次の事項を明示して行う。 アからオまで（略）</p> <p>(6) 費用の基準</p> <p>災害救助法による____避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。</p> <p>(7) 所要物資の確保</p> <p>____避難所開設及び収容保護のための所要物資は、村本部において確保する。</p> <p>ただし、現地において確保出来ないときは、村本部は県支部総務班に避難所用物資確保についての要請を行う。</p> <p>(8) 村職員等の駐在</p> <p>村本部は、____避難所を開設したときは、各避難所に村職員等を派遣駐在させ、駐在員は、施設の管理と収容者の保護、</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

被災者情報、支援対策の広報等にあたる。

なお、村本部及び駐在員は、次の各種記録を備え付け整備する。

ア 救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）

イ 指定避難所設置及び収容状況（様式編・様式 25-1 号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）

エ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式編・様式 25-2 号）

(9) 指定避難所の運営管理等

村は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応も含む。）に従って、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、 食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士

被災者情報、支援対策の広報等にあたる。

なお、村本部及び駐在員は、次の各種記録を備え付け整備する。

ア 救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）

イ 避難所設置及び収容状況（様式編・様式 25-1 号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）

エ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式編・様式 25-2 号）

(9) 避難所の運営管理

村は、 避難所の運営が定められた避難所運営マニュアル に基づき、各 避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア 避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ 避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、 食事供与の状況、 トイレの設置・ 状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p><u>等による巡回の頻度、感染症対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性</u>、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>エ 必要に応じ、<u>指定</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める</p> <p>オ <u>指定</u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定</u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定</u>避難所の運営<u>管理</u>に努める<u>ものとする</u>。<u>また、外国人への対応について十分配慮するものとする</u>。</p> <p>カ <u>それぞれの指定避難所に受け入れ</u>ている避難者に係る情報及び<u>指定</u>避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。</p> <p>キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。</p> <p>ク やむを得ず<u>指定</u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(10) <u>指定</u>避難所開設状況の報告 村本部は、<u>指定</u>避難所を開設したときは速やかに県支部総</p>	<p><u>食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や</u> <u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必</p> <p>エ 必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努める</p> <p>オ <u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による <u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した <u>避難所</u>の運営 <u>に努める</u>。</p> <p><u>収容され</u> <u>ている避難者に係る情報及び</u> <u>避難所</u>で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。</p> <p>キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。</p> <p>ク やむを得ず <u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(10) <u>避難所</u>開設状況の報告 村本部は、<u>避難所</u>を開設したときは速やかに県支部総務</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	-------------------------

<p>務班経由で県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」（様式編・様式 23 号）により報告する。</p> <p>報告は、次の事項について電話、ファックス等によって行う。</p> <p>ア 開設状況報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定避難所開設の日時 ② 指定避難所開設の場所及び施設名 ③ 収容状況（うち避難勧告指示による者）（施設別に） ④ 開設期間の見込 <p>イ 収容状況報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容人員（施設別に） ② 開設期間の見込等 <p>ウ 閉鎖報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 閉鎖した日時（施設別に） <p>(11) ボランティアの活用</p> <p>村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他 <u>NPO</u> ボランティア等 の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努める。</p> <p>(12) 指定避難所</p> <p>避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料 7～8 のとおりである。</p> <p>(※資料編・資料 7 指定緊急避難場所 資料 8 指定避難所)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難の誘導</p> <p>避難措置の実施者は、<u>避難勧告等を発令するとともに、住</u></p>	<p>班経由で県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」（様式編・様式 23 号）により報告する。</p> <p>報告は、次の事項について電話、ファックス等によって行う。</p> <p>ア 開設状況報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ____ 避難所開設の日時 ② ____ 避難所開設の場所及び施設名 ③ 収容状況（うち避難勧告指示による者）（施設別に） ④ 開設期間の見込 <p>イ 収容状況報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容人員（施設別に） ② 開設期間の見込等 <p>ウ 閉鎖報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 閉鎖した日時（施設別に） <p>(11) ボランティアの活用</p> <p>村は、__ 避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他 ____ ボランティア <u>団体</u> の協力を得、__ 避難所の生活環境の保持等に努める。</p> <p>(12) ____ 避難所</p> <p>避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料 7～8 のとおりである。</p> <p>(※資料編・資料 7 指定緊急避難場所 資料 8 指定避難所)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難の誘導</p> <p>避難措置の実施者は、____ 住民</p>	<p>○県防災計画の修正 を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正 を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正</p>
--	---	--

民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対する警戒レベルを明確にしてとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	災害発生情報
警戒レベル4	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3	<u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル	<u>避難に備え自ら避難行動を確</u>	洪水注意報大雨注意

が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。_____

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて__勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、_____住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（新規）

を踏まえた修正

<u>ベル2</u>	<u>認する。</u>	<u>報</u>
警戒レ ベル1	<u>災害への心境を高める。</u>	<u>早期注意報</u>

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. から 13. まで（略）

14. 要配慮者への配慮

村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の指定避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15. （略）

16. 広域一時滞在

村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることが出来る施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、 勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. から 13. まで（略）

14. 要配慮者への配慮

村は、避難誘導、 避難所 での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の 避難所 での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15. （略）

16. 広域一時滞在

村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び 応急仮設住宅等への収容が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

第7項 応急住宅対策

1. 住宅確保等の種別 **（別紙2参照）**

2. （略）

3. 応急仮設住宅の供与及び入居

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村本部（村長）が行う。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料15のとおりである。

（※資料編・資料15 応急仮設住宅建設可能用地）

村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。

また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

4. 住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊又は**半焼するなど**、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をするこ

第7項 応急住宅対策

1. 住宅確保等の種別 **（別紙2参照）**

2. （略）

3. 応急仮設住宅の供与及び入居

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村本部（村長）が行う。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料15のとおりである。

（※資料編・資料15 応急仮設住宅建設可能用地）

村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。**応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。**また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

4. 住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊又は**半焼し**、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をするこ

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>とができない者に対し、住宅の応急処理を行う。</p> <p>5. から 7. （略）</p> <p>第 8 項 医療・救護活動 （略）</p> <p>第 9 項 救助活動</p> <p>1. から 2. まで （略）</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、村本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行う。</p> <p>なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター<u>支援</u>協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。</p> <p>4. から 5. まで （略）</p> <p>第 10 項から第 13 項まで （略）</p> <p>第 14 項 清掃活動</p> <p>1. 及び 2. （略）</p> <p>3. 清掃方法</p> <p>(1) から (2) まで （略）</p> <p><u>(3) 災害廃棄物の発生の備え</u></p> <p><u>国が定めた災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の確保や運用方法、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害</u></p>	<p>とができない者に対し、住宅の応急処理を行う。</p> <p>5. から 7. （略）</p> <p>第 8 項 医療・救護活動 （略）</p> <p>第 9 項 救助活動</p> <p>1. から 2. まで （略）</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、村本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行う。</p> <p>なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター<u>応援</u>協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。</p> <p>4. から 5. まで （略）</p> <p>第 10 項から第 13 項まで （略）</p> <p>第 14 項 清掃活動</p> <p>1. 及び 2. （略）</p> <p>3. 清掃方法</p> <p>(1) から (2) まで （略）</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性の確保を図るものとする。

(4) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うことと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4. 及び 5. (略)

(3) がれき等の災害廃棄物の処理

がれき等の災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の速かつ適正な処理を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(新規)

4. 及び 5. (略)

<p>る。</p> <p><u>(2) 指定避難所の開設</u> <u>村は、発災時に必要に応じた指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。</u> <u>なお、詳細については、「本章第8 節第2項 避難対策」によるものとする。</u></p> <p>7. (略)</p> <p>第15節 大規模停電対策 <u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u></p> <p>1. 広報 <u>村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、CATV、ホームページ、すぐメール等により提供する。</u></p> <p><u>(1) 停電及び停電に伴う災害の状況</u> <u>(2) 関係機関の災害応急対策に関する情報</u> <u>(3) 停電の復旧の見通し</u> <u>(4) 避難の必要性等、地域に与える影響</u> <u>(5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報</u> <u>(6) その他必要な事項</u></p> <p>2. 応急対策 <u>村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携を取り、所管にかかる応急対策を実施する。</u></p> <p>3. 電力供給</p>	<p>る。</p> <p>(新規)</p> <p>7. (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	-------------------------

<p><u>電気事業者等は、村等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。</u></p> <p><u>4. 通信機器等の充電</u></p> <p><u>村及び防災関係機関等は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 （略）</p> <p>第 1 節から第 3 節 （略）</p> <p>第 4 節 被災者の生活確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災者への生活再建等の支援</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) 罹災証明書の交付</p> <p>村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>3. 及び 4. (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 （略）</p> <p>第 1 節から第 3 節 （略）</p> <p>第 4 節 被災者の生活確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災者への生活再建等の支援</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) 罹災証明書の交付</p> <p>村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	-------------------------

<p>第5節 被災商工業者の振興</p> <p>1. (略)</p> <p><u>2. 支援体制</u></p> <p><u>村は、あらかじめ商工会等と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>3.</u></p> <p><u>4.</u></p> <p><u>5.</u></p> <p>第6節 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p><u>2.</u></p> <p><u>3.</u></p> <p><u>4.</u></p> <p>第6節 (略)</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	-------------------------